

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目次

告 示	ページ
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	1
○定置漁業権の移転の認可 (漁業管理課)	2
公 告	
○高知県立人権啓発センターの指定管理者の募集 (人 権 課)	2

告 示

高知県告示第523号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成26年度第3次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成26年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林 (単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	42.02	507.14
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	787.06	193.38
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	200.12
4 夜須川	香南市	3.84	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部	823.57	107.34

	香美市の一部		
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,511.80	88.56
7 鏡川	高知市の一部	164.00	8.94
8 本川地区	いの町の一部	625.09	18.28
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	584.05	122.17
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	124.30	114.72
11 四万十川上流	中土佐町の一部 禰原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,567.06	201.28
12 伊与喜川	黒潮町の一部	48.42	48.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,425.85	363.09
14 大方地区	黒潮町の一部	79.34	79.28
15 松田川	宿毛市の一部	118.71	185.94
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	97.62	43.58

17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	195.34	157.64
計		8,480.53	2,442.58

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	10.66
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.78
計		33.86

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	57.26

2	中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	56.75
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.98
5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	3.90
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計			143.27

高知県告示第524号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第10条第1項の規定により、次のとおり漁業権の移転を認可した。

平成26年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権（2件）

免許年月日	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	移転後の漁業権者の住所並びに名称及び代表者の氏名	存続期間
平成25年9月1日	定 第 1,011号	室戸市室戸岬町3695番地 小笠原 利幸ほか91名（高岡大敷組合）	平成25年5月高知県告示第386号の通り	室戸市室戸岬町3868番地1 高岡大敷株式会社 代表取締役 桜井 寅善	平成26年9月1日から平成30年8月31日まで

”	定 第 1,012号	”	”	”	”
---	------------	---	---	---	---

公 告

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成26年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - 施設の名称  
高知県立人権啓発センター（以下「センター」という。）
  - 施設の場所  
高知市本町四丁目1番37号 丸ノ内ビル4階から6階まで
  - 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 指定管理者が行う業務
  - センターの許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
  - センターのホールの使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
  - センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
- 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 応募資格  
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、センターの利用において、県民の平等利用を確保し、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、センターの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体とする。
- 指定の手続
  - 指定管理者の指定を受けようとするものは、（2）の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
    - 2の業務に係る事業計画書
    - 2の業務に係る収支計画書
    - 2の業務に係る管理代行料提案書
    - 定款、規約その他これらに類する書類
    - 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体に

- あつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
  - 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
  - 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書
  - アからキまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類
- （2）募集期間は、平成26年9月22日（月）から同月30日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年9月30日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
- （3）現地説明会を平成26年9月10日（水）午前10時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の申込先に申し込むこと。
- （4）（1）の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- （5）募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項（管理業務仕様書を含む。）の配布は、平成26年9月1日（月）午前8時30分から同月30日午後5時15分までの間に、高知県文化生活部人権課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141101/>）で行う。
- （6）（1）の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他  
県は、指定管理者とセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。
- 7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県文化生活部人権課  
電話番号088-823-9804  
ファクシミリ番号088-823-9058  
電子メールアドレス141101@ken.pref.kochi.lg.jp